

## 野生動物研究会（バード・ゲッターズ）規約

2010年4月26日  
2026年4月16日 改訂

### 第1条（名称）

本団体は「野生動物研究会」と称する。通称を「バード・ゲッターズ」とする。

### 第2条（目的）

本団体は野生動物への知見を深めるため、学生間、地域間での研究・学習を行う。

### 第3条（入部について）

本団体に入部する際は部長にその意思を伝え、名簿への記入等を行う。部費は動物園・水族館チームは年間1000円であり、年度初めに会計に支払うものとする。その他のチームは部費は徴収しないものとする。

### 第4条（休部及び退部について）

部員は何らかの理由により休部及び退部をする際は部長にその旨を伝え、それを部長が受理することで認められる。

### 第5条（役員構成、役員任期）

本団体の役員は以下の役職で構成され、その任期は毎年4月更新とする。

- ・部長
- ・会計
- ・各チームリーダー  
(動物園・水族館チーム) (博物館チーム) (リスの森プロジェクトチーム)

### 第6条（活動内容）

本団体の年間行事は、役員および部員の考案のもと行われるものとする。

### 第7条（保険）

学外での活動を希望する学生においては、保険への加入は任意で行うものとする。

### 第8条（意思決定）

決定事項については部長および役員が必要と思うならば部会を開き、議論したのち決定されるものとする。最終的な決定権は部長にあるとする。